

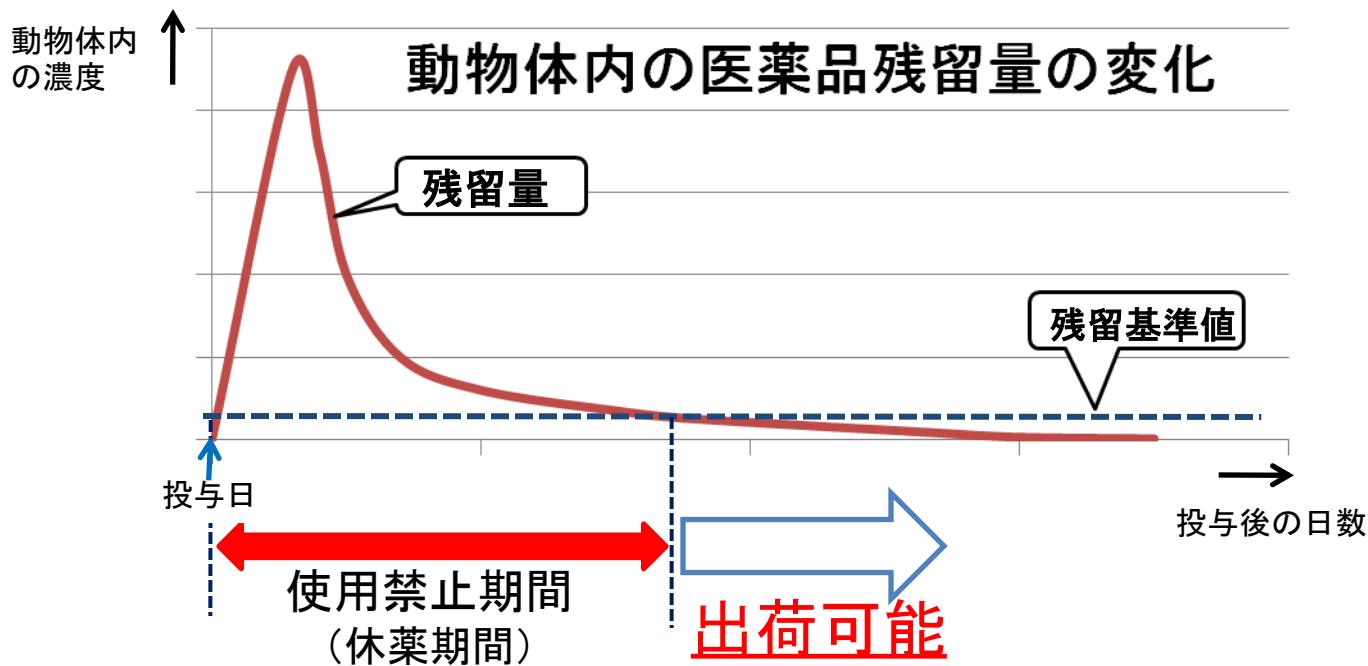
27-12
H27.11.26

抗菌剤・駆虫薬は 使用基準を守り、正しく使いましょう

抗菌剤、駆虫薬等は、使い方、使用量、使用禁止期間（休薬期間）等の使用基準を守って使用しなければいけません。

使用基準を守らないと…

出荷した乳・肉に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、回収や廃棄の対象となります。

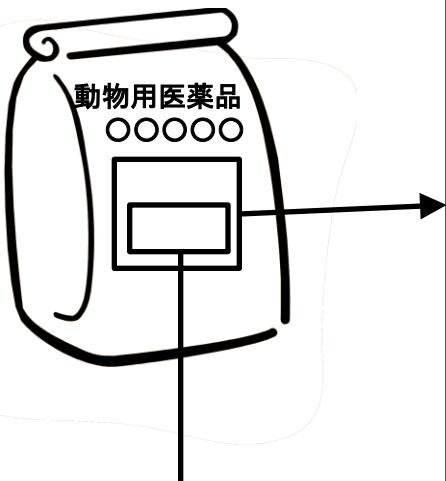


使用基準を守って使用すれば、食べても問題のない畜産物として出荷できます。

使用禁止期間や投与方法を守らなかった事例（損害は農家負担）

- 出荷前の豚に抗菌剤の入った子豚用飼料を誤って投与したため、豚肉にドキシサイクリンが残留（87頭分の枝肉等を回収）。
- 牛に抗菌剤を飼料添加で投与すべきところを飲水投与し、休薬期間を1日短く出荷したため牛肉にスルファモノメトキシンが残留（124kg回収）。
- 採卵鶏に使用できない抗菌剤を投与し、卵にトリメトプリムが残留（自主回収も含め 約101万個回収）。当該農家は廃業。
- 腐蛆病予防薬を専用飼料ではなく、自家調製飼料に添加したため、飼料が巣箱内に粘着。洗浄で除去しきれず、はちみつにミロサマイシンが残留（3t回収）。

使用基準の確認と使用の記録(牛)



使用基準は、囲み枠に記載
(裏面に記載の場合もあり)

<表示例>

動物用医薬品 〇〇〇〇〇(商品名)

効能・効果

牛(〇力月齢を超える牛を除く)

: 牛の*Eimeria*属原虫によるコクシジウム病の発症防止

用法・用量

**体重1kg当たり〇〇として
〇mg(製剤〇mL)を単回経口
投与する。**

注意—使用基準の定めるところにより使用すること

注意: 本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、使用対象動物(牛(〇力月齢を超える牛を除く))について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

牛(〇力月齢を超える牛を除く)

: 食用に供するためにと殺する前〇日間

対象動物

使用禁止期間(休薬期間)

- 医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。
①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日
医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。
- 獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。

未承認動物用医薬品(個人製造や輸入)の使用は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で禁止されています。また畜産物に残留した場合、回収・廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合は、使用者の責任となります。

大垣市江崎町422-3西濃総合庁舎内

TEL:(0584)73-1111 FAX:73-4422

E-mail:c24502@pref.gifu.lg.jp

